

蛇池川 材ノヤ



【参考図-1】蛇池川材ノヤ概要 (R6.6.10河川パトロール日誌より)



【参考図-2】熊谷川材ノサマ概要 (R6.6.7河川パトロール日誌より)

河川における外来植物対策 の手引き

平成 25 年 12 月
国土交通省
河川環境課

(3) 河川における外来植物対策の必要性

河川をはじめ、湖沼、湿原、遊水池などの水域は、生物多様性の保全上重要な空間である。河川とそのまわりには生物にとって多様な生育・生息場所が複雑に入り組んで分布しているだけでなく、洪水などによる攪乱も、そこに生育・生息する生物を多様にしている。その特有な環境条件に適応し、河川だけに生活する動植物もいるように、河川は地域の生物多様性を保全するうえで重要な場といえる。

しかしながら、生態学的にも河川は外来植物による影響を最も受けやすい自然環境のひとつといわれている。それは洪水の攪乱などにより外来種の侵入に適した環境が生じやすいだけでなく、流水を通じて外来植物の種子や植物体の拡散が生じやすいためである。また、河川周辺ではさまざまな人間活動が営まれ、園芸品種や外来牧草などが導入される機会も多いことも、河川に外来植物が侵入する要因のひとつであると考えられる。

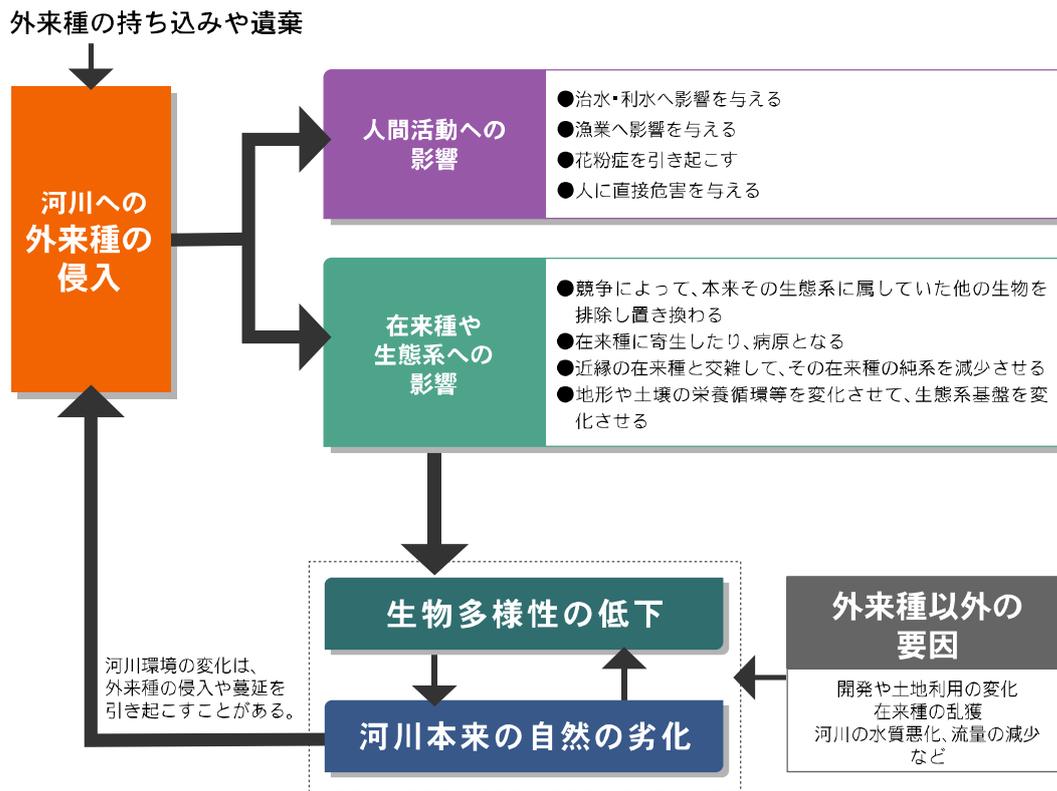


図 I.2 外来植物の侵入が生物多様性や河川の自然に及ぼす影響¹⁾

一方、河川における外来植物の侵入は、在来植物のみならずこれを利用する在来種(昆虫や哺乳類など)の減少や絶滅(種の多様性への影響)、交雑による在来植物種の遺伝的攪乱(遺伝子の多様性への影響)、河川固有の生態系や景観を損なう(生態系の多様性への影響)など、河川の生物多様性を低下させる原因となる。また、河川に侵入した外来植物は、堤内外の人間活動にも悪影響を与える恐れがある。

外来植物による影響・被害として、在来種や在来生態系への影響、治水、利水への影響、人間の活動への影響などが挙げられる。このような影響・被害について、次頁に具体例を示す。

参考 河川において注意が必要な主な外来植物 ～優先的に対策を実施すべき10種のほかに～
 前記、抽出された「優先的に対策を実施すべき外来植物10種」のほかに、河川における影響・被害の報告があり、近年生育範囲を拡大している主な外来植物としては、以下のような種類がある。

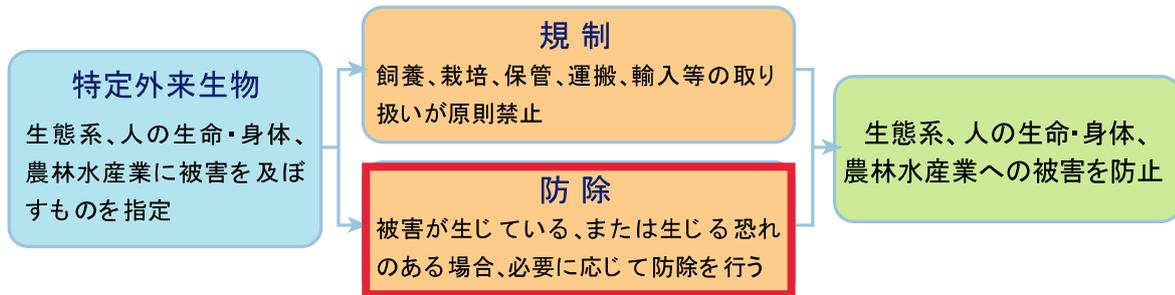
表 I.6(1) 河川において注意が必要な主な外来植物

※種名の下には、各種の河川における影響・被害(またはその恐れ)を示した。

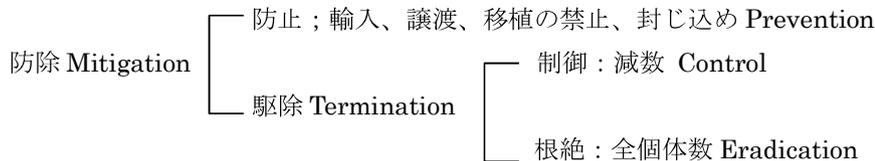
	
<p>オオアワダテソウ (要注意外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争) ※北海道で猛威をふるっている。 	<p>イタチハギ(別名クロバナエンジュ) (要注意外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争/環境改変) ・治水・利水への影響(繁茂による河積阻害/堤防法面の視認性低下)
	
<p>アゾラ・クリスタータ (特定外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争/在来種との交雑) ※在来種のオオアカウキクサ(環境省RL 絶滅危惧Ⅱ類)とは、形態が類似し、肉眼での識別は困難である。 	<p>ナガエツルノゲイトウ (特定外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争) ・治水・利水への影響(繁茂による流水阻害/水門などの閉塞阻害)
	
<p>オオフサモ (特定外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争) ・治水・利水への影響(繁茂による流水阻害/水門などの閉塞阻害) 	<p>ブラジルチドメグサ (特定外来生物)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の生物への影響(競争) ・治水・利水への影響(繁茂による流水阻害/水門などの閉塞阻害) ・人間活動への影響(水産業への悪影響)

④ 特定外来生物とは

外来植物の中には、「特定外来生物による生態系などに係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法)」によって、「特定外来生物」として指定されている種がある。外来生物法は、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に被害を及ぼす外来種を「特定外来生物」として指定し、その飼養や運搬、輸入などの取り扱いを規制するとともに、防除[※]を行うことなどにより、その被害を防止しようとするもので、平成 16 年(2004 年)に制定され、平成 17 年(2005 年)6 月より施行された。



※「防除」は、以下に示すように、防止、駆除、制御、根などを広く含める意味として定義される。



特定外来生物は、明治以降に国外から持ち込まれた外来種を対象に、生態系などに被害を及ぼす、または及ぼす恐れのあるものなどが選定される。また、規制されるのは生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、指定された器官なども含まれる。

特定外来生物に指定されている植物とその器官一覧

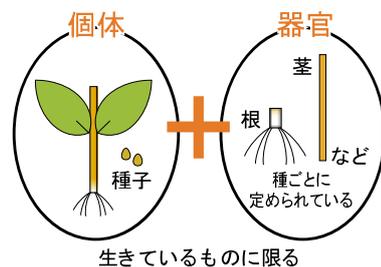
●オオキンケイギク <根>	●ナガエツルノゲイトウ <茎・根>
●オオハンゴンソウ <根>	●ブラジルチドメグサ <茎・根>
●ナルトサワギク <茎・根>	●ミズヒマワリ <茎・根>
●アレチウリ	●アゾラ・クリスタータ <茎>
●オオカワヂシャ <根>	●オオフサモ <茎・根>
	●ボタンウキクサ <茎・根>
	●スパルティナ・アングリカ <茎・根>

これらの植物の個体(種子、胞子を含む)、および<>内の器官(種ごとに政令で定められている)が規制の対象[※]となる(生きているものに限る)。

※外来生物法の規制の対象について

外来生物法では、生きているものだけに飼養などが規制される。また、指定された種の「個体(卵や種子、胞子を含む)」、および「その器官(被害防止の措置が必要なもの、種ごとに政令で定められる)」が規制の対象となっており、植物では上記<>内に示すように、繁殖力を持つ茎や根が指定されている。

また、分断された植物の一部は、それが「器官」として定められていない場合、法の適用外となる(例：オオキンケイギクの切花)。



(1) 防除の公示について

外来生物法では、必要に応じて特定外来生物の防除を行うこととなっており、環境大臣および国の関係行政機関の長(主務大臣など)は特定外来生物の防除について、防除を行う対象、区間および期間や防除の内容などについて公示することとなっている。

現在指定されている特定外来生物のうち、陸生植物 5 種(オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ)については、河川管理行為としての除草などがこれらの植物を減少させることとなり、法律上の防除に資することから、外来生物法第 11 条に基づく防除を実施するとして、国土交通大臣が主務大臣などとして平成 18 年(2006 年)2 月 1 日に防除の公示を行った。公示の内容をふまえ、河川管理行為などにあたっては以下の点に留意することとされている。

オオキンケイギク、オオハンゴンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャが含まれていると考えられる植物に係る河川管理行為等を行う際の留意事項

1. 前述の陸生植物5 種を運搬する際は、可能な限り運搬距離が短くなるように努める。
2. 前述の陸生植物5 種の種子若しくは外来生物法の政令で定める器官を含むおそれのある土砂を運搬する際は、
 - (1) 同一現場内における土砂流用に努めるなど、可能な限り運搬距離が短くなるように努める。
 - (2) 運搬する際には、可能な限り逸出防止に努める。
3. 除草・工事等の請負業者、占有者、河川において活動している市民団体等に対して、できるだけ外来生物法の理解の促進に努める。
4. 河川水辺の国勢調査を実施している場合は、前述の5 種の分布を確認する。

【平成 18 年(2006 年)1 月 31 日 河川局事務連絡】

国土交通大臣によって 防除の公示が行われた 陸生植物 5 種



オオキンケイギク



オオハンゴンソウ



ナルトサワギク



アレチウリ



オオカワヂシャ

これら5 種については、国土交通省としての防除に伴って飼養などの規制されている行為(除草後に生体のまま移動させるなど)を行う際には、法律上の手続きは必要ない。

(2) 対策に係る手続きなどについて

1) 特定外来生物(植物)の取り扱い

特定外来生物(植物)の取り扱いは、対策の実施主体により異なる。ここでは、A.国土交通省、B.地方公共団体、C.市民などの3つの場合に分け、それぞれの場合における取り扱いの流れを示す。なお、協働で対策を行う際には、実施主体となる機関の取り扱い方に沿って実施することが可能である。

A. 国土交通省が実施主体の場合

国土交通大臣が防除の主務大臣等になっている植物(ア)は、これら5種に係わる河川管理行為などが外来生物法に基づく「防除」^{※1}と位置づけられる。そのため、生きたまま飼養等の取り扱い(保管、運搬など)を行うことが可能である。

これに対して、国土交通大臣が防除の主務大臣等になっていない植物(イ)は、法律で規制された取り扱いを行う際、主務大臣(環境大臣)に飼養等の許可^{※2}を受ける必要がある。ただし、枯死した植物(しなびた状態)で種子や胞子がついていない場合は規制の範囲外であり、手続きは必要ない。また、「廃掃法(廃棄物処理及び清掃に関する法律)」に基づく廃棄物の運搬の許可を受けた者が運搬する場合も、手続きは必要ない⇒【図 I.7 国土交通省が実施主体の場合の特定外来生物(植物)の取り扱いフロー(p.19)】参照。

※1:防除:ここで示す「防除」とは、外来生物法による特定外来生物の防除等の措置を示す。

※2:許可:外来生物法第5条の規定による、特定外来生物を飼養等する場合の主務大臣への許可申請。

B. 地方公共団体が実施主体の場合

都道府県などの地方公共団体が、外来生物法に基づき防除または飼養等を行う際には、すべての特定外来生物(植物)について、主務大臣(環境大臣)に防除の確認^{※3}、または飼養等の許可^{※2}を受ける必要がある。ただし、枯死した植物(しなびた状態)で種子や胞子がついていない場合は規制の範囲外のため、手続きは必要ない。

また、「廃掃法(廃棄物処理及び清掃に関する法律)」に基づく廃棄物の運搬の許可を受けた者が運搬する場合も、手続きの必要はない(図 I.8 地方公共団体が実施主体の場合の特定外来生物(植物)の取り扱いフロー(p.21))。

C. 市民などが実施主体の場合

特定外来生物(植物)を運搬するなど、外来生物法で規制された取り扱いを行う場合は、以下の点に留意する。なお、河川区域内において特定外来生物(植物)を抜いたり刈ったりする場合には、知らないうちに規制事項に触れてしまうこともあるため、最寄の国土交通省の河川事務所や河川国道事務所、または都道府県、市町村の河川管理部署まで問い合わせることが望ましい。

■ 特定外来生物(植物)を生きのまま運搬しない。

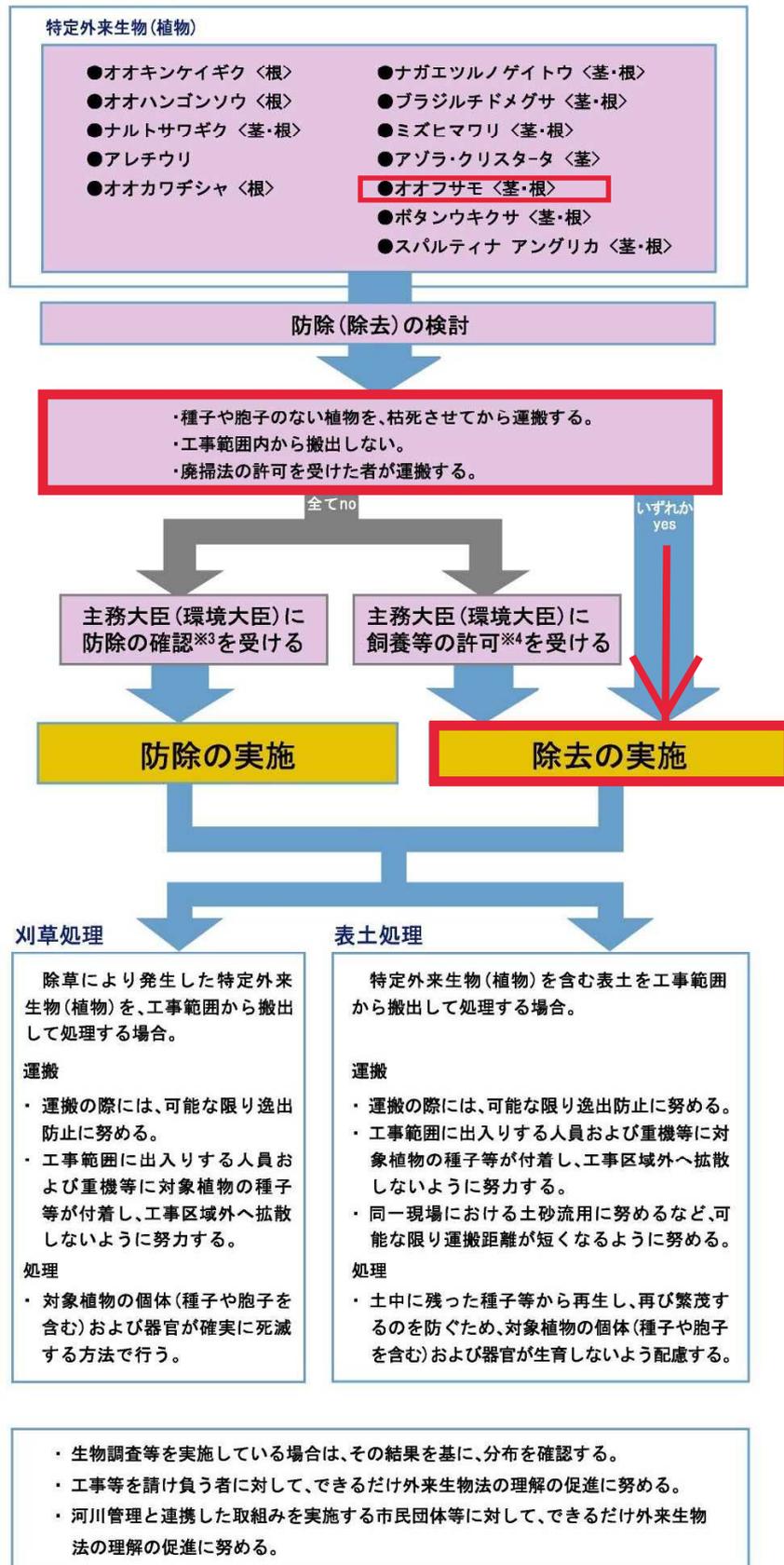
特定外来生物(植物)を生きのまま移動させる際は、主務大臣(環境大臣)に防除の認定^{※4}、または飼養等の許可^{※2}を受ける必要がある。ただし、枯死した植物(しおれた状態)で種子や胞子がついていない場合は規制の範囲外であり、手続きの必要はない。

■ 特定外来生物(植物)を抜いたり刈り取ったりした場合は、種子などが飛散しないように注意する。

■ 特定外来生物(植物)を処分する際は、確実に死滅する方法で行う。

※3: 確認: 外来生物法第 18 条1項の規定による、防除の公示の内容に適合する旨の主務大臣の確認

※4: 認定: 外来生物法第 18 条2項の規定による、防除の公示の内容に適合する旨の主務大臣の認定



※3 確認: 外来生物法第18条1項の規定による、防除の公示の内容に適合する旨の主務大臣の確認
 ※4 許可: 外来生物法第5条の規定による、特定外来生物を飼養等する場合の主務大臣への許可申請。

図 I.8 地方公共団体が実施主体の場合の特定外来生物(植物)の取り扱いフロー

※具体的な手続きなどに係る不明点は当該地域の地方環境事務所へ問い合わせるとよい。
 地方環境事務所等連絡先一覧 <<http://www.env.go.jp/nature/intro/3breed/reo.html>>